

委員会提出議案第 9 号

選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた積極的な議論を求める意見書の提出
について

上記の議案を、亀山市議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和 6 年 12 月 20 日提出

提 出 者

教育民生委員会委員長 鈴木 達 夫

亀山市議会議長 岡 本 公 秀 様

別 紙

選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた積極的な議論を求める意見書

選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた積極的な議論を求める意見書

現行の民法では、婚姻時に夫婦のいずれか一方が姓を改めることと規定されています。このため、社会的な信用と実績を築いた人が望まない改姓をすることで、自己同一性を喪失し苦痛を伴う、一部の資格証では旧姓使用が認められない、姓を維持するために法的な保障の少ない事実婚を選択せざるを得ないなどの問題が生じています。

そのような中、政府は旧姓の通称使用の拡大に向けた取組を進めていますが、ダブルネームを使い分ける負担の増加、社会的なダブルネーム管理コスト、個人識別の誤りのリスクやコストを増大させるなどの問題も指摘されています。通称使用では、自己同一性を喪失する苦痛を解消するものにはならず、根本的な解決策にはなりません。

また、少子高齢化による一人っ子同士の結婚や子連れ再婚、高齢での結婚が増え、改姓を望まないと考える人や現行の民法では改姓をしなければならないことから結婚を諦めてしまう人がいるため、一層非婚や少子化につながる要因にもなっています。

さらに、2015年12月の最高裁判決に引き続き、2021年6月の最高裁決定においても、夫婦同姓規定が合憲とされる一方、夫婦の氏に関する制度の在り方については、国会で論ぜられ、判断されるべきであるとされたところですが、依然として国会での議論は進んでいない状況です。

よって、国におかれては、選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた積極的な議論を行うよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年12月23日

亀山市議会議長 岡 本 公 秀

内閣総理大臣	石 破 茂 様
内閣官房長官	林 芳 正 様
総 務 大 臣	村 上 誠一郎 様
法 務 大 臣	鈴 木 馨 祐 様
内閣府特命担当大臣	三 原 じゅん子 様

(こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画、共生・共助)

衆 議 院 議 長	額 賀 福志郎 様
参 議 院 議 長	関 口 昌 一 様